

第475回島根県議会
(令和3年2月定例会)

提出議案等一覧

島 根 県

第 4 7 5 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

R 3 . 2 . 1 6 提 案 分

区 分		議案No	議 案 名																		
議 案 (56件)	予 算 案 (25件)	1	令和 2 年度 島根県 一般会計補正予算 (第 1 0 号)																		
		2	令和 2 年度 島根県 中小企業制度融資等特別会計補正予算 (第 6 号)																		
		3	令和 2 年度 島根県 一般会計補正予算 (第 1 1 号)																		
		4	令和 2 年度 島根県 臨港地域整備特別会計補正予算 (第 3 号)																		
		5	令和 2 年度 島根県 流域下水道事業会計補正予算 (第 2 号)																		
		6	令和 3 年度 島根県 一般会計予算																		
		7 ～ 1 9	令和 3 年度 島根県 公債管理特別会計予算 外 1 2 特別会計予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">7 公債管理</td> <td style="width: 33%;">8 証紙</td> <td style="width: 33%;">9 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>1 0 市町村振興資金</td> <td>1 1 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 2 国民健康保険</td> <td>1 3 母子父子寡婦福祉資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 4 農林漁業改善資金</td> <td>1 5 中小企業近代化資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 6 中小企業制度融資等</td> <td>1 7 中海水中貯木場</td> <td>1 8 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td>1 9 県営住宅</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	7 公債管理	8 証紙	9 総務事務集中処理	1 0 市町村振興資金	1 1 あさひ社会復帰促進センター診療所		1 2 国民健康保険	1 3 母子父子寡婦福祉資金		1 4 農林漁業改善資金	1 5 中小企業近代化資金		1 6 中小企業制度融資等	1 7 中海水中貯木場	1 8 臨港地域整備	1 9 県営住宅		
		7 公債管理	8 証紙	9 総務事務集中処理																	
		1 0 市町村振興資金	1 1 あさひ社会復帰促進センター診療所																		
		1 2 国民健康保険	1 3 母子父子寡婦福祉資金																		
1 4 農林漁業改善資金	1 5 中小企業近代化資金																				
1 6 中小企業制度融資等	1 7 中海水中貯木場	1 8 臨港地域整備																			
1 9 県営住宅																					
2 0 ～ 2 5	令和 3 年度 島根県 病院事業会計予算 外 5 事業会計予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">2 0 病院</td> <td style="width: 16.6%;">2 1 電気</td> <td style="width: 16.6%;">2 2 工業用水道</td> <td style="width: 16.6%;">2 3 水道</td> <td style="width: 16.6%;">2 4 宅地造成</td> </tr> <tr> <td>2 5 流域下水道</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	2 0 病院	2 1 電気	2 2 工業用水道	2 3 水道	2 4 宅地造成	2 5 流域下水道														
2 0 病院	2 1 電気	2 2 工業用水道	2 3 水道	2 4 宅地造成																	
2 5 流域下水道																					

区 分		議案No	議 案 名																			
条例案 (24件)	2 6	<p>新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>人事院規則の改正を踏まえた次に掲げる条例における新型コロナウイルス感染症の定義に係る規定の整理</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例</p> <p>②新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>③新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>																				
	2 7	<p>島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例</p> <p>水産振興を担う現場の体制を強化するため、地方機関の再編を行うことに伴う所要の改正</p> <p>①島根県行政機関等設置条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産事務所を農林振興センターと統合し、農林水産振興センターを2カ所に設置すること ・隠岐支庁水産局を同支庁農林局と統合し、同支庁農林水産局を設置することに伴う支庁の事務の分掌に係る規定の整理 <p>②職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防作業等従事手当の支給対象となる職員の勤務所属を「農林振興センター」から「農林水産振興センター」に改正 <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>																				
	2 8	<p>会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例</p> <p>職員の給与に関する条例等の改正を踏まえた所要の改正</p> <p>①会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支給月</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の120</td> <td>100分の117.5</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>100分の120</td> <td>100分の117.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>②会計年度任用職員の報酬の上限額の改定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>職員の種別</th> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>159,300円</td> <td>165,000円</td> </tr> <tr> <td>相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者</td> <td>月額</td> <td>199,200円</td> <td>205,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>	支給月	改正前	改正後	6月	100分の120	100分の117.5	12月	100分の120	100分の117.5	職員の種別	区分	改正前	改正後	資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	月額	159,300円	165,000円	相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	199,200円
支給月	改正前	改正後																				
6月	100分の120	100分の117.5																				
12月	100分の120	100分の117.5																				
職員の種別	区分	改正前	改正後																			
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	月額	159,300円	165,000円																			
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	199,200円	205,000円																			

区分	議案No	議案名														
条例案 つづき	29	<p>島根県手数料条例の一部を改正する条例 関係法令の改正等に伴い、県が徴収する手数料について所要の改正</p> <table border="1" data-bbox="480 383 1458 1317"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 383 815 421">対象</th> <th data-bbox="815 383 1458 421">改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 421 815 495">①覚せい剤取締法関係手数料</td> <td data-bbox="815 421 1458 495">覚せい剤取締法の改正に伴う引用する法律の題名及び条項の整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 495 815 645">②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料</td> <td data-bbox="815 495 1458 645">医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 645 815 719">③肥料取締法関係手数料</td> <td data-bbox="815 645 1458 719">肥料取締法の改正に伴う引用する法律の題名及び条項の整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 719 815 869">④家畜改良増殖法関係手数料</td> <td data-bbox="815 719 1458 869">(ア)家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行に伴い、家畜人工授精所開設証の書換交付及び再交付に係る手数料の新設（1,700円/件） (イ)その他規定の整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 869 815 1055">⑤都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料</td> <td data-bbox="815 869 1458 1055">(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた低炭素建築物新設等計画の認定手数料等に係る非住宅部分等の面積区分の分割 (イ)その他規定の整理</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1055 815 1317">⑥建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料</td> <td data-bbox="815 1055 1458 1317">(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等に係る非住宅部分等の面積区分の分割 (イ)建築基準法に基づく完了検査時の検査に係る手数料の新設 (ウ)その他規定の整理</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1038 1357 1458 1536"> 施行日：①及び③公布の日 ②公布の日 （一部は令和3年8月1日） ④～⑥令和3年4月1日 （一部は公布の日） </p>	対象	改正内容	①覚せい剤取締法関係手数料	覚せい剤取締法の改正に伴う引用する法律の題名及び条項の整理	②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理	③肥料取締法関係手数料	肥料取締法の改正に伴う引用する法律の題名及び条項の整理	④家畜改良増殖法関係手数料	(ア)家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行に伴い、家畜人工授精所開設証の書換交付及び再交付に係る手数料の新設（1,700円/件） (イ)その他規定の整理	⑤都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた低炭素建築物新設等計画の認定手数料等に係る非住宅部分等の面積区分の分割 (イ)その他規定の整理	⑥建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等に係る非住宅部分等の面積区分の分割 (イ)建築基準法に基づく完了検査時の検査に係る手数料の新設 (ウ)その他規定の整理
	対象	改正内容														
①覚せい剤取締法関係手数料	覚せい剤取締法の改正に伴う引用する法律の題名及び条項の整理															
②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理															
③肥料取締法関係手数料	肥料取締法の改正に伴う引用する法律の題名及び条項の整理															
④家畜改良増殖法関係手数料	(ア)家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行に伴い、家畜人工授精所開設証の書換交付及び再交付に係る手数料の新設（1,700円/件） (イ)その他規定の整理															
⑤都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料	(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行を踏まえた低炭素建築物新設等計画の認定手数料等に係る非住宅部分等の面積区分の分割 (イ)その他規定の整理															
⑥建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料	(ア)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等に係る非住宅部分等の面積区分の分割 (イ)建築基準法に基づく完了検査時の検査に係る手数料の新設 (ウ)その他規定の整理															
30	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正</p> <p>①特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 ②組合等登記令の改正に伴う引用する条項の整理</p> <p data-bbox="1038 1805 1374 1872"> 施行日：①令和3年6月9日 ②公布の日 </p>															

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	3 1	<p>島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の一部を改正する規則の施行に伴う規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>	
	3 2	<p>島根県地域医療再生臨時特例基金条例を廃止する条例</p> <p>ドクターヘリ運航事業に要する経費として積み立てた基金に属する現金を全額取り崩すことに伴い、基金の設置を要しなくなることに伴う条例の廃止</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>	
	3 3	<p>島根県国民健康保険財政調整基金条例</p> <p>国民健康保険の財政の安定化に資する事業において、年度相互間における財源を調整する資金に充てるための基金を設置</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	

区 分	議案No	議 案 名																
条例案 つづき	3 4	<p>島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う関係条例の所要の改正</p> <table border="1" data-bbox="480 461 1449 1765"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 461 1449 499">改正対象条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 499 1449 573">①島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 573 1449 685">②島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 685 1449 723">③島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 723 1449 761">④島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 761 1449 799">⑤島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 799 1449 871">⑥島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 871 1449 945">⑦島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 945 1449 1019">⑧島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1019 1449 1093">⑨島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <th data-bbox="480 1093 1449 1131">共通する改正事項</th> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1131 1449 1355"> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に向けた取組の強化 ・感染症対策の徹底 ・虐待防止の取組 ・ハラスメント対策の強化 ・利用者への説明・同意に係る見直し ・テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携における I C T の活用） ・その他規定の整備 </td> </tr> <tr> <th data-bbox="480 1355 1449 1393">①及び②の主な改正事項</th> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1393 1449 1505"> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 ・地域と連携した災害への対応の強化 ・認知症介護研修の受講の義務付け </td> </tr> <tr> <th data-bbox="480 1505 1449 1543">③～⑨の主な改正事項</th> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1543 1449 1765"> <ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した災害への対応の強化 ・認知症介護研修の受講の義務付け ・リスクマネジメントの強化 ・ユニットの居室又は病室の設備の基準 ・管理栄養士の配置 ・栄養管理及び口腔衛生管理 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">施行日：令和3年4月1日</p>	改正対象条例	①島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	②島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	③島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	④島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	⑤島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	⑥島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	⑦島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	⑧島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	⑨島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	共通する改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に向けた取組の強化 ・感染症対策の徹底 ・虐待防止の取組 ・ハラスメント対策の強化 ・利用者への説明・同意に係る見直し ・テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携における I C T の活用） ・その他規定の整備 	①及び②の主な改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 ・地域と連携した災害への対応の強化 ・認知症介護研修の受講の義務付け 	③～⑨の主な改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した災害への対応の強化 ・認知症介護研修の受講の義務付け ・リスクマネジメントの強化 ・ユニットの居室又は病室の設備の基準 ・管理栄養士の配置 ・栄養管理及び口腔衛生管理
改正対象条例																		
①島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																		
②島根県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例																		
③島根県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例																		
④島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例																		
⑤島根県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例																		
⑥島根県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																		
⑦島根県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例																		
⑧島根県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例																		
⑨島根県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例																		
共通する改正事項																		
<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続に向けた取組の強化 ・感染症対策の徹底 ・虐待防止の取組 ・ハラスメント対策の強化 ・利用者への説明・同意に係る見直し ・テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携における I C T の活用） ・その他規定の整備 																		
①及び②の主な改正事項																		
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保 ・地域と連携した災害への対応の強化 ・認知症介護研修の受講の義務付け 																		
③～⑨の主な改正事項																		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した災害への対応の強化 ・認知症介護研修の受講の義務付け ・リスクマネジメントの強化 ・ユニットの居室又は病室の設備の基準 ・管理栄養士の配置 ・栄養管理及び口腔衛生管理 																		

区分	議案No	議 案 名																				
条例案 つづき	35	<p>島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正</p> <table border="1" data-bbox="480 501 1445 1951"> <tr> <td data-bbox="480 501 1445 539" style="text-align: center;">改正対象条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 539 1445 645">①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 645 1445 719">②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 719 1445 792">③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 792 1445 866">④島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 866 1445 940">⑤島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 940 1445 1014">⑥島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1014 1445 1088">⑦島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1088 1445 1162">⑧島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1162 1445 1214">⑨島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1214 1445 1319">⑩島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1319 1445 1393">⑪島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1393 1445 1431" style="text-align: center;">①～⑨の主な改正事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1431 1445 1693"> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の取組 ・感染症対策の徹底 ・業務継続に向けた取組の強化 ・地域と連携した災害への対応の強化 ・ハラスメント対策の強化 ・テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携におけるICTの活用） ・身体拘束の適正化 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1693 1445 1731" style="text-align: center;">①～③及び⑥の主な改正事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1731 1445 1805"> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等禁止の規定の追加 ・効果的な就労支援に向けた対応 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1805 1445 1843" style="text-align: center;">⑦～⑨の主な改正事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1843 1445 1881"> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所施設及び入所施設における人員等基準 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1881 1445 1919" style="text-align: center;">⑩及び⑪の主な改正事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1919 1445 1951"> <ul style="list-style-type: none"> ・所要の経過措置 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">施行日：令和3年4月1日</p>	改正対象条例	①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	④島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	⑤島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	⑥島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	⑦島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	⑧島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	⑨島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	⑩島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	⑪島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	①～⑨の主な改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の取組 ・感染症対策の徹底 ・業務継続に向けた取組の強化 ・地域と連携した災害への対応の強化 ・ハラスメント対策の強化 ・テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携におけるICTの活用） ・身体拘束の適正化 	①～③及び⑥の主な改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等禁止の規定の追加 ・効果的な就労支援に向けた対応 	⑦～⑨の主な改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所施設及び入所施設における人員等基準 	⑩及び⑪の主な改正事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所要の経過措置
改正対象条例																						
①島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																						
②島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																						
③島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例																						
④島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例																						
⑤島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例																						
⑥島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例																						
⑦島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																						
⑧島根県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例																						
⑨島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例																						
⑩島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例																						
⑪島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例																						
①～⑨の主な改正事項																						
<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止の取組 ・感染症対策の徹底 ・業務継続に向けた取組の強化 ・地域と連携した災害への対応の強化 ・ハラスメント対策の強化 ・テレビ電話装置等の活用（会議や他職種連携におけるICTの活用） ・身体拘束の適正化 																						
①～③及び⑥の主な改正事項																						
<ul style="list-style-type: none"> ・身体的拘束等禁止の規定の追加 ・効果的な就労支援に向けた対応 																						
⑦～⑨の主な改正事項																						
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児通所施設及び入所施設における人員等基準 																						
⑩及び⑪の主な改正事項																						
<ul style="list-style-type: none"> ・所要の経過措置 																						

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	3 6	島根県魚介類行商条例を廃止する条例 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う条例の廃止 施行日：令和3年6月1日	
	3 7	食品衛生法施行条例 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴い、営業の施設の基準、ふぐ処理者試験等について必要な事項を規定 ①営業の施設の基準等の改正 ・施設の共通する基準、営業ごとの基準及び生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る基準は、食品衛生法施行規則で定める基準の例によること。ただし、この基準により難しい場合であって、特に公衆衛生上支障がないと認めるときは、基準を緩和できること。 ・営業許可の業種区分見直し等に伴い、手数料を改めること。 ②ふぐ処理者試験の創設等に関する改正 ・ふぐ処理者に必要な知識及び技術を確認するための試験制度とすること。 ・試験の合格者及び他の都道府県等のふぐ処理者の免許を有する者等に、島根県のふぐ処理者の免許を与えること。 ・所要の経過措置を規定すること。 施行日：令和3年6月1日	
	3 8	島根県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 県立中央病院における病床数の見直しに伴う所要の改正 ・一般病床 572床→522床 施行日：令和3年4月1日	
	3 9	島根県病院局職員定数条例の一部を改正する条例 医療の質の向上及び医療従事者の安定的確保を図るため職員定数の改正を行うもの ・職員数 1,033人→1,145人 施行日：令和3年4月1日	

区 分		議案No	議 案 名																								
条例案 つづき	4 0	<p>県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例</p> <p>小学校、中学校及び義務教育学校の少人数学級編制基準の見直し、児童数及び生徒数の変動等に伴う職員定数の改正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高等学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,578人</td> <td>1,563人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>186人</td> <td>186人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td>教育職員</td> <td>1,017人</td> <td>994人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小中学校・義務教育学校</td> <td>教育職員</td> <td>5,033人</td> <td>5,026人</td> </tr> <tr> <td>事務職員等</td> <td>354人</td> <td>355人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>	区 分		改正前	改正後	高等学校	教育職員	1,578人	1,563人	事務職員等	186人	186人	特別支援学校	教育職員	1,017人	994人	事務職員等	80人	80人	小中学校・義務教育学校	教育職員	5,033人	5,026人	事務職員等	354人	355人
	区 分		改正前	改正後																							
	高等学校	教育職員	1,578人	1,563人																							
		事務職員等	186人	186人																							
	特別支援学校	教育職員	1,017人	994人																							
事務職員等		80人	80人																								
小中学校・義務教育学校	教育職員	5,033人	5,026人																								
	事務職員等	354人	355人																								
4 1	<p>島根県立青少年社会教育施設条例の一部を改正する条例</p> <p>島根県立青少年社会教育施設の利用者の利便性の向上及び利用の促進を図るため所要の改正を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県立青少年の家の施設の使用料の新設 グラウンド（1時間につき470円） <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>																										
4 2	<p>島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例</p> <p>家畜伝染病予防法等の改正に伴う所要の改正</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>																										
4 3	<p>島根県立農林大学校条例の一部を改正する条例</p> <p>来島寮の新設に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来島寮の寄宿舎使用料の新設（1月につき9,000円） <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>																										
4 4	<p>島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例</p> <p>産業高度化支援センターの施設に係る使用承認期間及び使用料の見直しを行うとともに、利用者の利便性の向上を図るため所要の改正を行うもの</p> <p style="text-align: right;">施行日：令和3年4月1日</p>																										

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	4 5	島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例 経済的理由によって授業料等の納付の困難な訓練生に対する支援を拡充するとともに職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い通信の方法による訓練の実施方法について所要の改正を行うもの 施行日：令和3年4月1日	
	4 6	特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理 施行日：令和3年6月9日	
	4 7	島根県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例 第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費に充てるための基金を設置 施行日：令和3年4月1日	
	4 8	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 県営住宅を松江市に譲渡することに伴う所要の改正 ・廃止する団地の名称：南廻山団地 施行日：令和3年4月1日	
	4 9	島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 特殊建築物等の敷地と道路の関係に係る規定について所要の改正 ・改正により規制対象として追加される用途 診療所、スキー場、障害者支援施設、地域活動支援センター等 施行日：令和3年4月1日	
一 般 事件案 (7件)	5 0	包括外部監査契約の締結について 令和3年度における包括外部監査に係る外部監査人との契約 ・契約金額：15,829,000円を上限 ・契約の相手方：中川 修一（弁護士）	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	5 1	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について 国が行う日本海西部地区直轄特定漁港漁場整備事業に係る県負担限度額を設定 根拠法：漁港漁場整備法第20条第3項	
	5 2	宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について 下水道法の規定に基づく宍道湖流域下水道の維持管理に係る市負担額の決定 東部処理区 ・負担市：松江市、安来市 ・負担期間：令和3年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 11,782,000円 西部処理区 ・負担市：松江市、出雲市 ・負担期間：令和3年度 ・負担額：資本費の金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額 ・単価：資本費 85,205,000円	
	5 3	契約の締結について 一般県道斐川上島線（武部2工区）総合交付金（改築）（仮称）武部トンネル工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：2,285,800,000円 工期：契約が成立した日の翌日から起算して792日目にあたる日まで 契約の相手方：フクダ・中筋組・平井建設特別共同企業体 施工場所：出雲市斐川町三絡～斐川町阿宮地内	
	5 4	契約の締結について 島根県土砂災害予警報システム整備事業 観測施設更新工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：645,700,000円 工期：令和5年3月24日 契約の相手方：日本無線・和幸特別共同企業体 施工場所：県内一円	
	5 5	変更契約の締結について 波積ダム建設事業 波積ダム本体建設工事 変更契約金額：4,385,115,200円（238,531,880円増額） 工期：令和4年3月24日 契約の相手方：安藤・間・今岡工業・原工務所特別共同企業体 施工場所：江津市波積町本郷地内	

区 分		議案No	議 案 名
	一 般 事件案 つづき	5 6	変更契約の締結について 島根県水防情報システム整備事業 観測施設 更新工事 変更契約金額：1,378,116,380円（61,596,380円増額） 工期：令和3年3月25日 契約の相手方：日本無線・和幸特別共同企業体 施工場所：県内一円
報 告 (3件)	報告1	専決処分事件の報告について（権利の放棄） 20件 県立病院の診療料等に係る債権の放棄 放棄額：804,466円	
	報告2	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 2件 ・島根県営住宅（（仮称）浜田市浜田中央団地）建設（第1期建築）工事 805,229,700円（832,700円増額） ・二級河川十間川水系九景川安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業に伴う山陰本 線出雲神西・江南間 新川橋りょう改築工事 737,360,115円（5,205,885円減額）	
	報告3	専決処分事件の報告について（損害賠償） 10件 ・車両損傷事故 1件 賠償額合計 77,671円 ・交通事故 8件 賠償額合計 693,473円 ・落石事故等 1件 賠償額合計 59,722円	